

令和元年度定期総会

日時：令和元年6月26日（水） 14時から

場所：ホテルポールスター札幌（札幌市中央区北4条西6丁目）

北海道地方非常通信協議会

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/>

プログラム

(14 時～14 時 45 分)

I 北海道地方非常通信協議会令和元年度定期総会

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会長挨拶 (北海道総合通信局長)
- 3 議長選出
- 4 総会の成立報告
- 5 議 事
 - (1) 第1号議案 平成30年度 事業報告
 - (2) 第2号議案 令和元年度 事業計画 (案)
 - (3) 第3号議案 令和元年度 役員等 (案)
 - (4) 第4号議案 北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更 (案)
 - (5) その他
- 6 閉 会

(14 時 45 分～15 時)

II 令和元年度功績者表彰

(15 時 15 分～16 時 15 分)

III 北海道地方非常通信協議会定期総会記念講演会

<講演会次第>

- 1 開 会
- 2 講 演
 - ・ 演題： 『平成30年北海道胆振東部地震災害検証を踏まえた防災対策について』
 - ・ 講師：北海道総務部危機対策局
局長 辻井 宏文 (つじい ひろふみ) 氏
- 3 閉 会

IV 防災関係通信機器展示

13時30分から16時45分まで(定期総会及び記念講演会の時間帯を除く。)、会場内において、防災関係通信機器の展示を行います。

<展示協力>

- ・ 一般財団法人移動無線センター
 - ・ 株式会社NTTドコモ
 - ・ KDDI株式会社
 - ・ ソフトバンク株式会社
 - ・ 株式会社ネクステック
 - ・ 総務省北海道総合通信局
- (五十音順)

北海道地方非常通信協議会 令和元年度定期総会

議 事

- (1) 第 1 号議案 平成 3 0 年度 事業報告 1
- (2) 第 2 号議案 令和元年度 事業計画(案) 6
- (3) 第 3 号議案 令和元年度 役員等(案) 8
- (4) 第 4 号議案
北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更 (案) . . . 9
- (5) その他

平成30年度 事業報告

<概要>

平成30年度事業計画に基づき、非常通信訓練、非常通信体制の総点検、非常通信に関する周知・啓発活動などの事業を行い、非常災害時における通信体制の確立の推進に努めてきました。

また、各事業については、関係各位のご協力のもと、概ね計画どおりに実施することができました。

非常災害時において迅速かつ有効に機能する通信体制を確立するため、当協議会の事業を充実していくことが必要です。

1 非常通信訓練等の実施

災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的として、次のとおり全国訓練を実施するとともに、地方訓練を実施しました。

なお、地方自治体等が主催する防災訓練への協力については、災害通信連絡訓練兼Lアラート全国総合訓練を実施しています。

(1) 第81回全国非常通信訓練（中央非常通信協議会の事業計画に基づく訓練）

➤ 実施日時

平成30年11月29日(木) 13時30分～

➤ 参加機関（地方通信ルート関係：20機関）

北海道（本庁、後志総合振興局）、小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

➤ 災害想定

後志総合振興局管内の積丹半島北東部を震源とする震度6強の地震が発生。

➤ 訓練の実施結果

19ルート中19ルートについては、参加自治体から道庁までの開始から終了までに最大で2時間20分を要する結果であった。（参考：前年度は空知振興局管内24ルートで実施、最大で3時間11分を要した。）これは、後志総合振興局での災害報告FAX設備が1台しかないことから、受信に遅延が生じたためである。毎年、振興局のFAX受信環境が通信の輻輳など遅延を生ずる要因となっており、伝達方法について北海道と検討する必要がある。

訓練は、取りまとめに時間を要することを想定しており、概ね計画どおり実施することができた。

訓練実施結果の詳細は、「令和元年度定期総会 資料編」に掲載。

(2) 平成30年度北海道地方非常通信訓練（地方非常通信協議会の事業計画に基づく訓練）

➤ 実施計画日時

平成30年12月13日(木) 13時30分～

➤ 参加機関（9機関）

北海道（本庁、釧路総合振興局）、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

➤ 災害想定

択捉島沖の千島海溝を震源とした大規模地震が発生し、釧路総合振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3m以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。

➤ 訓練の実施結果

地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）及び衛星携帯電話を使用しての訓練であったため、特に遅延等の障害は発生しておらず、概ね計画どおり、非常通信訓練を実施することができた。

構成員からは、抜き打ちでの通信訓練を希望する意見もあることから、今後訓練を計画する際の検討課題とすることとしたい。

また、衛星系の通信機器が非常時に有効な通信手段のひとつであると認められることから、所有していない構成員に対し衛星携帯電話設置について検討するよう啓発を進めていく必要がある。

(3) 平成30年度 災害通信連絡訓練（地震・津波）兼Lアラート全国総合訓練

➤ 実施日時

平成30年5月24日(木)09時00分～

➤ 訓練主催

北海道防災会議

➤ 訓練実施機関

北海道防災会議構成機関、市町村

※北海道地方非常通信協機会は協力機関として要請を受けました。

➤ 訓練対応

北海道防災会議が実施する津波警報・注意報、地震情報及び気象情報の伝達訓練にあわせて、非常通信ルートの使用の可否等の確認手順について、Lアラートを含めた図上訓練として、事務局で訓練を実施しました。

➤ 訓練の実施結果

訓練は概ね計画どおり実施することができた。

2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保のため、無線局等の運用体制、設備等について十分に対処できる体制を整えることを目的として、次のとおり総点検を実施しました。

なお、無線設備の不具合については、電源装置関係又は空中線系統のものが目立つとともに、使用が長期間に及んでいるものの中には予備部品の供給が困難となっているものが存在している。

実施期間

平成30年9月1日から12月31日まで（報告期限：平成31年1月15日まで）

なお、この期間以外で、別途点検を実施している場合は、その結果を報告する。

➤ 点検対象及び点検項目

- ・ 原則として、構成員所属の全無線局。
- ・ 点検項目は、中央非常通信協議会で策定した「総点検項目（標準項目）」とし、点検事項としては、無線設備、空中線、電源設備、管理体制など。

➤ 対象機関

全構成員（無線局を設置していない構成員は、非常時の連絡体制等を任意で点検。）

➤ 総点検の実施結果

報告書の提出：206機関／311機関（平成31年1月）。

なお、実施結果の詳細は、「令和元年度 定期総会 資料編」に掲載。

3 継続的な非常通信協議会の活動強化

中央非常通信協議会から、非常通信協議会活動の見直しの継続（中央非常通信協議会

平成 25 年度事業計画)に係る依頼があり、平成 30 年度においても次の作業を取り組みました。

(1) 非常通信ルートの見直し

実施結果：ルートの見直し有りは 8 機関（中央 1 ルート、地方 7 ルート）ありました。
（道市町村 174 機関を対象）。

(2) 非常通信対応マニュアルの作成

実施結果：新規作成及び変更は 13 機関ありました。（作成済み市町村は 105 機関）

4 非常通信に関する周知・啓発活動

防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、次のとおり災害時の情報伝達等に関する講演会、セミナーを開催しました。

また、協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページ等を活用し、構成員等への周知・情報提供を行いました。

(1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催

① 北海道地方非常通信協議会定期総会記念講演会

- ・ 日 時：平成 30 年 6 月 18 日（月） 15 時 00 分～16 時 20 分
- ・ 会 場：ホテルポールスター札幌
- ・ 講 演：「情報通信分野における防災・減災に関する取組みについて」
総務省情報通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室
前島 健太
- ・ 参 加：100 名

② 非常通信セミナー2019

- ・ 日 時：平成 31 年 3 月 20 日（月） 13 時 30 分～16 時 40 分
- ・ 会 場：ホテルポールスター札幌
「北海道胆振東部地震及びブラックアウトによる被災状況及び対応において」
- ・ 報告 1 放送サービス
 - ① 概要報告
 - ・ 北海道総合通信局 情報通信部 放送課長 和田 孝行
 - ② 個別事例
 - ・ 株式会社 S T V ラジオ 技術部長 長坂 清治 氏
 - ・ 北海道テレビ放送株式会社 技術部長 小島 伸彦 氏
 - ・ 株式会社テレビ北海道 技術部長 高橋 康二 氏
 - ・ 三角山放送局(株式会社らむれす(札幌市)) 代表取締役社長 杉澤 洋輝 氏
 - ・ e-n i w a (株式会社あいコミ(恵庭市)) 編成プロデューサー 三浦 真吾 氏
- ・ 報告 2 通信サービス
 - ① 概要報告
 - ・ 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長 能登部 康生
 - ② 個別事例
 - ・ 株式会社 N T T ドコモ 北海道支社
ネットワーク部 災害対策室長 渡辺 利男 氏
 - ・ ソフトバンク株式会社 エリアネットワーク本部
北海道ネットワーク技術部長 安東 秀典 氏
- ・ 報告 3 北海道総合通信局における対応等
 - ・ 北海道総合通信局 防災対策推進室長 臼田 昇
- ・ 防災行政無線に関する緊急点検について
 - ・ 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課長 伊辺 泰義

- ・ まとめ
 - ・ 北海道総合通信局 無線通信部長 佐藤 善昭
- ・ 参 加：164 名

③ 防災関係通信機器の展示

ア 定期総会、記念講演会に併せて実施

- ・ 日 時：平成 30 年 6 月 18 日（月） 13 時 30 分～16 時 20 分
（定期総会及び記念講演会の時間帯を除く。）
- ・ 会 場：ホテルポールスター札幌
- ・ 展示協力：北海道総合通信局

イ 非常通信セミナー2019 に併せて実施

- ・ 日 時：平成 31 年 3 月 20 日（月） 13 時 30 分～16 時 40 分
（講演の時間帯を除く。）
- ・ 会 場：ホテルポールスター札幌
- ・ 展示協力：一般財団法人移動無線センター、株式会社 N T T ドコモ北海道支社、
K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、
株式会社ネクステック、北海道総合通信局

(2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供

① 電子メール等による情報提供（依頼を含む。）

- ・ H30. 4. 26 北海道地方非常通信協議会の幹事会の開催について
- ・ H30. 5. 23 北海道地方非常通信協議会の定期総会及び記念講演会の開催案内
- ・ H30. 7. 3 大雨に伴う災害にかかる通信の確保と被害状況等について
- ・ H30. 8. 1 「非常通信協議会活動の見直し」の継続について（非常通信ルートの見直し等）
- ・ H30. 8. 24 台風 20 号等による大雨に伴う災害にかかる通信の確保と被害状況等について
- ・ H30. 10. 5 台風 25 号等による大雨に伴う災害にかかる通信の確保と被害状況等について
- ・ H30. 11. 12 平成 30 年度「非常通信体制総点検」の実施について
- ・ H30. 11. 12 第 81 回全国非常通信訓練の実施について
- ・ H30. 11. 22 平成 30 年度北海道地方非常通信訓練の実施について
- ・ H30. 12. 10 降積雪期における防災態勢の強化等について
- ・ H30. 12. 28 暴風雪と高波及び大雪に伴う災害にかかる通信の確保と被害状況等について
- ・ H31. 1. 31 暴風雪と高波等による大雨に伴う災害にかかる通信の確保と被害状況等について
- ・ H31. 2. 4 非常通信セミナー2019 の開催について

② 専用ホームページによる情報提供

- <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hi-jyokyo/new/new.htm>
- ・ H30. 6. 4 平成 30 年度定期総会・記念講演会の開催について
 - ・ H30. 6. 18 平成 30 年度定期総会（記念講演会・機器展示）を開催
 - ・ H30. 11. 26 北海道地方非常通信訓練及び第 81 回全国非常通信訓練
 - ・ H31. 3. 4 「非常通信セミナー2019」の開催について

5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

機会をとらえて、非常通信に関する機関、団体に対して勧誘を行いました。加入するまでに至りませんでした。

なお、平成 30 年度末現在の構成員数は、311 機関です。

6 会議の開催

◆ 幹事会を次のとおり開催しました。

また、議題は、すべて承認されました。

- ・ 日 時：平成 30 年 5 月 18 日(金) 10 時 00 分～
- ・ 会 場：北海道総合通信局 第 1 会議室
- ・ 議 題：＊ 平成 30 年度定期総会の議案について
＊ 北海道地方非常通信協議会定期総会記念講演会の開催について

◆ 総会を次のとおり開催しました。

また、議題は、すべて承認されました。

- ・ 日 時：平成 30 年 6 月 18 日(月) 14 時 00 分～
- ・ 会 場：ホテルポールスター札幌
- ・ 議 題：＊ 平成 29 年度事業報告
＊ 平成 30 年度事業計画(案)
＊ 平成 30 年度役員等(案)

◆ 非常通信要請会議は、会議を招集する案件がなく、開催していません。

7 功績者の表彰

(1) 地方表彰

個人及び団体とも「被表彰候補者推薦書」の提出がなかったため、平成 30 年 6 月 18 日(月)に開催した、平成 30 年度定期総会において功績者の地方表彰は行っていません。

(2) 中央表彰

平成 30 年 3 月 14 日(水)に開催した、中央非常通信協議会第 67 回総会の会場において表彰を行いました。

① 団体表彰

余市町 様

② 功績の概要

余市町は、策定している通信ルートが使用不能となった場合を想定した全国初となる非常通信ルートとしての漁業無線システムを利用した非常通信訓練に参画し、漁業無線を活用した非常通信ルートの実効性の確認を行い、その有効性や諸問題を明らかにすることで、今後の活用の可能性など、多種多様な通信ルートの確保に寄与するなど、非常通信協議会の運営に貢献した。

③ 団体表彰

余市郡漁業協同組合 様

④ 功績の概要

余市郡漁業協同組合は、策定している通信ルートが使用不能となった場合を想定した全国初となる非常通信ルートとしての漁業無線システムを利用した非常通信訓練に参画し、漁業無線を活用した非常通信ルートの実効性の確認を行い、その有効性や諸問題を明らかにすることで、今後の活用の可能性など、多種多様な通信ルートの確保に寄与するなど、非常通信協議会の運営に貢献した。

8 非常通信必携（北海道地方版）の更新

30 年度は改訂版の発行は行っておりません。

以 上

令和元年度 事業計画（案）

1 非常通信訓練等の実施

非常通報の取扱いの習熟及び通報の迅速かつ正確な伝達など、非常災害時における通信の円滑な実施の確保を図るため、大規模災害等を想定した、より実践的な非常通信訓練を実施します。

- (1) 全国非常通信訓練（主催：中央非常通信協議会）
- (2) 北海道地方非常通信訓練（主催：地方非常通信協議会）
- (3) その他（地方自治体及び各団体等が主催する防災訓練への協力）

2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保を図るため、構成員の保有する無線局及び有線設備の運用管理体制等について、総点検を実施します。

なお、総点検の点検項目として新たに衛星携帯電話及び非常電源設備の設置状況等について追加することといたします。

3 継続的な非常通信協議会の活動強化

平成24年度から、非常通信協議会活動の見直しとして以下の事項を進めており、令和元年度において次の事項を取り組みます。

- (1) 非常通信ルートの見直し
非常通信ルートをより実効的なものとするため、非常通信ルートの見直し作業を、経常的に実施いたします。
- (2) 非常通信対応マニュアルの作成
 - ①非常通信マニュアルが未作成の市町村については、引き続き作成を進めます。
 - ②非常通信マニュアルを整備している市町村について、最新の状況となるよう経常的に見直しを実施します。

4 非常通信に関する周知・啓発活動

- (1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催
防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、災害時の情報伝達等に関するセミナー等を開催します。
- (2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供
協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページを活用し、構成員等へ周知・情報提供を行います。
- (3) その他
当協議会の活動に関連する行事等について、共催、後援等の依頼があった場合は、検討の上、協力等を行います。

5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

防災関係業務に携わる機関又は団体に対して、加入促進を図ります。

6 会議の開催

総会を事業年度中に1回、幹事会を事業年度中に1回以上、開催するとともに、要請会議を必要に応じて開催します。

なお、幹事会については、必要に応じ、電子メールによる会議を開催します。

7 功績者の表彰

北海道地方非常通信協議会会則第15条に基づき、非常通信の実施等において特に功績があった個人又は団体に対し、表彰を行います。

8 非常通信必携（北海道地方版）の更新

非常通信の円滑な実施に資するために、地方通信ルートや関係規程類などを取りまとめた非常通信必携について、必要に応じ内容を更新します。

9 その他

中央非常通信協議会からの依頼に基づき、構成員に対する周知、調査などを行います。

以 上

【第3号議案】

令和元年度役員等（案）

1 会長（1名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第2項の規定により、会長は、次の者とします。

- ・ 北海道総合通信局長

2 幹事（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第3項の規定により、幹事として、次の15構成員を選出します。また、幹事は、選出された構成員が指名した者とします。

- ・ 北海道総合通信局
 - ・ 北海道開発局
 - ・ 第一管区海上保安本部
 - ・ 札幌管区気象台
 - ・ 陸上自衛隊 北部方面総監部
 - ・ 北海道警察情報通信部
 - ・ 北海道（2名）
 - ・ 札幌市
 - ・ 東日本電信電話株式会社 北海道事業部
 - ・ 株式会社NTTドコモ 北海道支社
 - ・ KDDI株式会社 札幌テクニカルセンター
 - ・ ソフトバンク株式会社（エリアネットワーク本部 北海道ネットワーク技術部）
 - ・ 日本放送協会 札幌放送局
 - ・ 北海道電力株式会社
 - ・ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 北海道地方本部
- （順不同）

3 非常通信要請会議の議員等（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第13条の規定に基づく、北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程第5条により、要請会議は、次の6構成員で構成します。また、議長、副議長及び議員として、構成員が指名した次の委員を指名します。

- ・ 議長：北海道総合通信局（無線通信部長）
 - ・ 副議長：北海道（総合政策部長）
 - ・ 議員：北海道開発局（事業振興部長）
 - ・ 議員：北海道警察情報通信部（情報通信部長）
 - ・ 議員：札幌市（危機管理対策部長）
 - ・ 議員：東日本電信電話株式会社 北海道事業部（設備部長）
- （議員は順不同）

4 事務局

北海道地方非常通信協議会会則第14条により、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に事務局を置きます。

- ・ 事務局長 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課長
- ・ 事務局員 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課担当職員

以 上

【第4号議案】

北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更（案）

元号を改める政令（政令第143号）により改元されたことを受け、北海道地方非常通信協議会会則第4条別表に定める「加入証明書」に記載されている提出年月日について以下のとおり変更する。

（変更前）	平成	年	月	日
		↓		
（変更後）		年	月	日

以 上

令和元年度定期総会 資 料 編

《資料1》第81回 全国非常通信訓練の実施結果	1
《資料2》平成30年度 北海道地方非常通信訓練の実施結果	8
《資料3》過去の非常通信訓練の実施状況（全国・地方）	12
《資料4》平成30年度 非常通信体制の総点検の実施結果	15
《資料5》北海道地方非常通信協議会関係規程類	16
・ 北海道地方非常通信協議会会則	
・ 北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程	
・ 北海道地方非常通信協議会表彰規程	
・ 幹事及び委員並びに連絡担当者変更連絡書（会則第9条関連）	
《資料6》北海道地方非常通信協議会構成員一覧	27
《資料7》令和元年度功績者表彰について	32

第 81 回 全国非常通信訓練の実施結果

1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上及び実効性を図ることを目的とする。

(1) 内閣府と都道府県間の訓練

内閣府（消防庁経由）と都道府県間の通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）の策定又は検証。

(2) 都道府県と被災想定市区町村間の訓練

ア 都道府県と市区町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。

※ 地方通信ルートの策定にあたっては、非常通信事務必携に記載されている「地方通信ルート策定のための指針」を参照のこと。

イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況下を想定した、非常通信の確保の方法の検討。

ウ 複数の市区町村が訓練に連携参加することによる市区町村同士間の通信ルートの検討。

(3) 被災想定市区町村と避難場所等（地域防災計画で指定されている避難場所等）の間の訓練
必要に応じて、市町村防災行政無線や当該市区町村内に存在する自営系無線を活用した、被災想定市区町村役場と避難場所等の間における通信ルートの策定又は検証。

(4) 大規模災害等を踏まえた訓練

平時での想定を超える広域・大規模災害への対応力向上等に向け、非常用電源の確保や広域・大規模災害に対応できる通信ルートの柔軟な多ルート化等を可能な限り訓練内容に取り込む。また、衛星携帯電話や衛星回線等の災害に強い一定の通信ルートの確保を図り非常通信に活用すること。なお、訓練の被害想定は昨今の災害を踏まえ策定すること。

2 実施日時

平成 30 年 11 月 29 日（木）13 時 30 分～17 時 00 分

3 参加機関（地方通信ルート関係：20 機関）

北海道（本庁、後志総合振興局）、小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

4 災害想定

平成 30 年 11 月 29 日（木）13 時 30 分頃、積丹半島北東部を震源とした地震が発生し、後志総合振興局管内で震度 6 強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始した。

5 訓練の条件

(1) 電気通信事業者が提供する通信設備は、輻輳等のため使用不可とする。ただし、衛星携帯電話、自営系無線（市町村防災行政無線、消防無線等）は使用可能とする。

- (2) 被災想定市町村にある北海道総合行政情報ネットワークの光有線回線は、破損のため使用不可とする。
- (3) その他、通常の通信ルート（平常時に使用している通信手段）は、通信途絶又は輻輳の発生のため使用不可とする。
- (4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信必携に定める非常通信ルート、又は、想定した非常通信ルートが使えない場合においては地域の実情に応じた臨時のルート（国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等）を選択して実施する。

6 訓練の実施ルート（方法）

別紙のとおり

7 訓練報告関係

(1) 訓練結果の総評

防災FAXを利用した通信訓練（被害状況報告）であったため、後志総合振興局での取りまとめ及び送受信に多少時間がかかったものの概ねスムーズに伝達された。参加機関からは、地域衛星通信ネットワークを使用して訓練したのは、災害の対応時に向け有意義であったとの意見あり。また、中央ルートは新たに検討中の北海道から北海道開発局を經由し国交省に直接FAXをするルートの検証を行い、有効であることを確認し、今後追加等の検討を行った。

(2) 問題点及び課題並びにその改善方策

ア 通信機器のトラブルはなかったか（機器の故障、機器の取扱方法の未習熟）

- ・衛星回線FAX及び周辺設備の取り扱いについては円滑に実施できた。
- ・実際に使用することで利用方法の確認ができた。
- ・同時に複数の受信を受けることで遅延が生じた。

イ 計画どおり通信できたか（ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか）

【地方ルート】

- ・衛星回線を利用したFAXにて情報の伝達を行った。
- ・後志総合振興局管内の19市町村が同時にFAXを送信したが、振興局のFAX設備が1台しか無いことから、受信に遅延が生じた。

【中央ルート】

- ・新ルートとして検討中の国交省水防用衛星回線（技術調査課電気通信室）を使用した訓練を行った。

ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか（訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか）

- ・問題なし。

エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・想定どおりの訓練時間であったが、時間を要する事例が想定していた範疇で発生した。
- ・19市町村がFAXを一斉に送信したため、受信側で回線及びFAX装置が輻輳し遅延が発生した。送信側においても受信の遅延発生を想定していないため、送信リトライ回数を超過送信不能となったことが確認できず、再送信に時間を要した。
- ・19市町村からの被災及び要請事項のとりまとめに時間を要した。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・今回は想定しなかった。

カ 今後の課題

- ・北海道の通信ルートとして、総合振興局・振興局で取りまとめ北海道（本庁）に連絡することとしている。連絡の輻輳による遅延の発生について、北海道と対策を検討していく必要があると考えている。

(3) 策定した地方通信ルートの検証

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・衛星を使用した通信ルートについては、非常時においても有効であると考ええる。
- ・ただし、取りまとめ役である総合振興局では、多くの市町村からのFAX受信が輻輳することにより受信での訓練の遅延が生じる。複数のFAX機器を設置するか、送信側に対し時間差等の対応をお願いするといった対策が考えられるが、緊急災害時連絡という観点からは機器（回線含む）の増設が必要と考える。
- ・中央ルートでは、北海道から直接、国土交通省の交換機にアクセスすることができることから、北海道開発局を経由せずに国交省本省にFAXを送信した。ルートとしての有効性は確認できた。

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・通信ルートの適正化等について継続的に見当を行う。

(4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）

- ・後志総合振興局管内の市町村が参加した。（19市町村）

(5) その他（訓練への提案・意見等）

- ・スケジュール調整に時間を要したが、後志総合振興局の全市町村の参加による訓練を実施することができなかった。（町主催行事のため職員の配置が困難）
- ・今回は開始時間で発災したことを想定し自動スタートとしたが、開始の連絡が必要ではないかとの意見が出された。

以 上

第 8 1 回全国非常通信訓練・中央通信ルート詳細

都道府県		訓練実施日時（起点）		ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）									
北海道	市区町村の災害情報をとりまとめ終了次第	14:36		北海道	（自営）	（北海道開発局）	（水防）	国交省 防災課災害対策室	（中防）	消防庁	（中防）	内閣府	
		14:56		回線種別の略式記号について 中防：中央防災無線（地上系） 警察：警察用通信回線 水防：水防道路用無線 防衛：防衛用通信回線 地衛：地域衛星通信ネットワーク 市同：市町村防災行政無線（同報系） 消救：消防・救急無線 専用：電気通信事業者の専用回線 非常：非常波（4, 630KHz） 星：中央防災無線（衛星系） 中防：中央防災無線（地上系） 海防：海上保安用通信回線 電力：電気事業者用通信回線 県防：都道府県防災行政無線（地上系） 市移：市町村防災行政無線（移動系） 相互：防災相互通信用無線 孤立：孤立防止用無線 自営：前記以外の自営の通信網									

第 8 1 回全国非常通信訓練・地方通信ルート詳細

都道府県	市区町村	訓練 開始日時	ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）									
			13:30 →	13:35 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
北海道	小樽市	13時30分	小樽市 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	島牧村	13時30分	島牧村 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	黒松内町	13時30分	黒松内町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	蘭越町	13時30分	蘭越町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	二七〇町	13時30分	二七〇町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	真狩村	13時30分	真狩村 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	留寿都村	13時30分	留寿都村 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	喜茂別町	13時30分	喜茂別町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()

第8 1 回全国非常通信訓練・地方通信ルート詳細

都道府県	市区町村	訓練 開始日時	ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）									
			13:30 →	13:53 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	京極町	13時30分	京極町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()	北海道 ()
	倶知安町	13時30分	15:32 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	倶知安町	13時30分	13:30 →	13:32 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	倶知安町	13時30分	15:34 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	共和町	13時30分	13:30 →	13:51 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	共和町	13時30分	15:34 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	岩内町	13時30分	13:30 →	13:50 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	岩内町	13時30分	15:36 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	泊村	13時30分	13:30 →	13:35 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	泊村	13時30分	15:38 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	神恵内村	13時30分	13:30 →	13:53 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	神恵内村	13時30分	15:40 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	神恵内村	13時30分	13:30 →	13:47 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	神恵内村	13時30分	15:43 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	積丹町	13時30分	13:30 →	13:33 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	積丹町	13時30分	15:43 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←
	古平町	13時30分	13:30 →	13:33 →	14:30 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →	14:32 →
	古平町	13時30分	15:44 ←	15:10 ←	15:03 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←	15:02 ←

第 8 1 回全国非常通信訓練・地方通信ルート詳細

都道府県	市区町村	訓練 開始日時	ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）									
			→ 13:30	→ 13:48	→ 14:30	→ 14:32	→	← 14:32	←	←	←	←
	仁木町	13時30分	仁木町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	()	()	()	()	()	()
	余市町	13時30分	余市町 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	()	()	()	()	()	()
	赤井川村	13時30分	赤井川村 (地星)	北海道 (後志総合振興局)	北海道 (地星)	北海道 (本庁)	()	()	()	()	()	()

回線種別の略式記号について

中 防： 中央防災無線（地上系）
警 察： 警察用通信回線
水 防： 水防道路用無線
防 衛： 防衛用通信回線
地 星： 地域衛星通信ネットワーク
市 同： 市町村防災行政無線（同報系）
消 救： 消防・救急無線
専 用： 電気通信事業者の専用回線
非 常： 非常波（4, 630 KHz）
その他： その他の通信回線

中 消 電 海 電 島 市 相 孤 自
防 保 力 防 移 互 立 営
星： 中央防災無線（衛星系）
防： 消防防災無線（地上系）
保： 海上保安用通信回線
力： 電気事業者用通信回線
防： 都道府県防災行政無線（地上系）
移： 市町村防災行政無線（移動系）
互： 防災相互通信用無線
立： 孤立防止用無線
営： 前記以外の自営の通信網

平成 30 年度 北海道地方非常通信訓練の実施結果

1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的とする。

(1) 北海道と被災想定市町村間の訓練

- ア 非常通信必携（平成 28 年 7 月改訂北海道地方非常通信協議会発行）に掲載されている「地方通信ルート策定のための指針」に基づく、北海道と市町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。
- イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況下を想定した非常通信の確保の方法の検討。
- ウ 複数の市町村が訓練に連携参加することによる市町村同士間の通信ルートの検討。

(2) 被災想定市町村と地域防災計画で指定されている避難場所等の間の訓練

必要に応じて、市町村防災行政無線や当該市町村内に存在する自営系無線、コミュニティ放送、IP 告知システム等を活用した、被災想定市町村と避難場所等の間における通信ルートの策定又は検証。

(3) 大規模災害等を踏まえた訓練

東日本大震災から得られた防災対策に関する課題への対応力向上等に向け、非常用電源の確保や広域・大規模災害に対応できる通信ルートの柔軟な多ルート化等を可能な限り訓練内容に取り込む。特に、衛星携帯電話や衛星回線等の災害に強い一定の通信ルートの確保を図り非常通信に活用すること。

2 実施日時

平成 30 年 12 月 13 日（木）13 時 30 分から

3 参加機関（9 機関）

北海道（本庁、釧路総合振興局）、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

4 災害想定

平成 30 年 12 月 13 日（木）13 時 30 分頃、択捉島沖の千島海溝を震源とした大規模地震が発生し、釧路総合振興局管内では震度 6 強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては 3 M 以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。

5 訓練の条件

- (1) 電気通信事業者が提供する通信設備は、輻輳等のため使用不可とする。ただし、衛星携帯電話、自営系無線（市町村防災行政無線、消防無線等）は使用可能とする。
- (2) 被災想定市町村にある北海道総合行政情報ネットワークの光有線回線は、破損のため使用不可とする。
- (3) その他、通常の通信ルート（平常時に使用している通信手段）は、通信途絶又は輻輳の

発生のため使用不可とする。

- (4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信必携に定める非常通信ルート、または、想定した非常通信ルートが使えない場合においては地域の実情に応じた臨時のルート（国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等）を選択して実施する。

6 訓練の実施ルート（方法）

別紙のとおり

7 訓練報告関係

(1) 訓練結果の総評

計画段階で多様なルートの使用の検討が行われたが、概ね地星ルート（地域衛星通信ネットワーク）を使用して、想定外の遅延も無く非常通信訓練を実施した。ただし、訓練電文到着の連絡を失念した自治体があった。

(2) 問題点及び課題並びにその改善方策

ア 通信機器のトラブルはなかったか（機器の故障、機器の取扱方法の未習熟）

- ・特に問題はなかった。

イ 計画どおり通信できたか（ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか）

- ・計画どおり通信を実施できた。

ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか（訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか）

- ・今回は導通確認のみの実施であったため訓練用紙は使用しなかった。

エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・想定内の範疇であり特に大幅な遅延はなかった。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・総合振興局から事前に各市町村の衛星携帯電話番号を改めて確認するとともに各市町村と情報を共有。また、普段ワイドスターを使用している市町村には地域衛星通信ネットワークでも事前に導通確認を実施するとともに使用方法の再確認を行った。

カ 今後の課題

- ・通信場所による電波の変化。
- ・衛星電話を用いても回線が圧迫すると、通話ができなくなるので複数の通信手段が必要。
- ・計画的なバッテリーの充電、通信場所の確保。
- ・確実な伝達の確保の維持。

(3) 策定した地方通信ルート

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・有効

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・整合性はとれている

- (4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）
- ・ 釧路総合振興局管内の 8 市町村が参加した。
- (5) その他（訓練への提案・意見等）
- ・ 出来得ることならば、冬期以外の実施を願う。また、訓練のための訓練ではなく、抜き打ちでの実施の検討を。

以 上

平成30年度 北海道地方非常通信訓練 通信ルート

市区町村	訓練 開始日時	ルート (上段：往信時刻、下段：復信時刻)									
		13:30	→	13:30	13:56	→	13:56	→	13:56	→	13:56
釧路市	H30.12.13 13:30	釧路市 (衛携)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		13:59	←	13:59	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
釧路町	H30.12.13 13:30	釧路町 (衛携)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:07	←	14:07	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
厚岸町	H30.12.13 13:30	厚岸町 (衛携)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:03	←	14:03	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
浜中町	H30.12.13 13:30	浜中町 (地星)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:11	←	14:11	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
標茶町	H30.12.13 13:30	標茶町 (衛携)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:05	←	14:05	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
弟子屈町	H30.12.13 13:30	弟子屈町 (地星)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:10	←	14:10	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
鶴居村	H30.12.13 13:30	鶴居村 (地星)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:12	←	14:12	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58
白糠町	H30.12.13 13:30	白糠町 (衛携)		釧路総合振興局 (衛携)			北海道庁 (危機対策課)	()			
		14:13	←	14:13	13:58	←	13:58	←	13:58	←	13:58

回線種別の略式記号について	
中防：中央防災無線（地上系）	中星：中央防災無線（衛星系）
警察：警察用通信回線	消防：消防防災無線（地上系）
水防：水防道路用無線	海保：海上保安用通信回線
防衛：防衛用通信回線	電力：電気事業者用通信回線
地星：地域衛星通信ネットワーク	県防：北海道防災行政無線（地上系）
市同：市町村防災行政無線（同報系）	市移：市町村防災行政無線（移動系）
消防：消防・救急無線	相互：防災相互通信用無線
専用：電気通信事業者の専用回線	孤立：孤立防止用無線
非常：非常波（4,630KHz）	自営：前記以外の自営の通信網
その他：その他の通信回線	
※衛星携帯電話を用いる場合は、「衛携」と表示すること。	

過去の非常通信訓練の実施状況（全国・地方）

1 全国非常通信訓練（過去抜粋）

実施日時	災害想定	参加機関（地方通信ルート関係分）
平成 30 年 11 月 29 日(木)	積丹半島北東部を震源とした地震が発生し、後志総合振興局管内で震度 6 強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難した。	北海道（本庁 後志総合振興局）、小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
平成 29 年 11 月 29 日(月)	空知総合振興局管内の新十津川町夫婦山東麓を震源とする震度 6 強の地震が発生。	北海道（本庁 空知総合振興局）、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
平成 28 年 11 月 21 日(月)	北海道北東沖を震源とする地震が発生し、宗谷総合振興局管内で震度 5 強を観測した。また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難した。	北海道（本庁 宗谷総合振興局）、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
平成 27 年 11 月 11 日(水)	北海道東南沖を震源とする地震が発生し、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難。	北海道（本庁、十勝総合振興局）、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町
平成 26 年 11 月 12 日(水)	北海道東南沖を震源とする地震が発生。沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村の高台に避難。	北海道（本庁、渡島総合振興局） 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、函館消防署、知内消防署、福島消防署、木古内消防署

平成 25 年 11 月 27 日(水) 13 時 30 分～	北海道北西沖を震源とする地震が発生。多数の住民及び観光客が高台に避難。	北海道（本庁、留萌振興局）、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
平成 24 年 11 月 22 日(木) 09 時 00 分～	北海道北方を震源とする地震が発生。多数の住民及び観光客が高台や近隣市町村の避難所に避難。	北海道（本庁、宗谷総合振興局）、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
平成 23 年 11 月 18 日(金) 13 時 30 分～	日高沖を震源とする地震が発生。多数の住民が高台の避難所に避難。	北海道（本庁、日高振興局）、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
平成 22 年 6 月 11 日(金) 13 時 30 分～	オホーツク海沖を震源とする地震が発生。紋別市、興部町及び雄武町で被災。	北海道（本庁、オホーツク総合振興局）、紋別市、興部町、雄武町、紋別地区消防組合（消防本部、興部支署、雄武支署）、網走地区消防組合（消防本部）、電源開発株式会社北海道支店、日本放送協会（北見放送局）

（参加機関は順不同）

2 北海道地方非常通信訓練（過去 5 年分）

実施日時	災害想定	参加機関
平成 30 年 12 月 13 日(木) 13 時 30 分～	択捉島沖の千島海溝を震源とした大規模地震が発生し、釧路総合振興局管内では震度 6 強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては 3 m 以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。	北海道（本庁、釧路総合振興局）、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
平成 29 年 12 月 7 日(水) 13 時 30 分～	積丹半島北東部を震源とした大規模地震が発生し、後志総合振興局管内では震度 6 強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始した。	北海道（本庁、後志総合振興局）、小樽市、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

平成 28 年 11 月 16 日(水) 13 時 00 分～	長沼町を震源とする直下型地震が発生し、空知総合振興局管内で震度 7 を観測。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始。	北海道（本庁、空知総合振興局）、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
平成 28 年 11 月 8 日(火) 14 時 00 分～	石狩地方北部を震源とする震度 6 強の地震発生を想定し、タクシー無線を利用した通信訓練として、固定電話及び携帯電話などが使用不可能な状況を想定し、タクシー無線を使用して、石狩市内の損害状況を石狩市へ伝達し、さらに石狩市から石狩振興局への伝言についてタクシー無線を使用して伝達を行い、その有効性を確認する等訓練を実施。	北海道石狩振興局、石狩市、一般社団法人北海道ハイヤー無線協会
平成 28 年 3 月 1 日(火) 13 時 00 分～ (※計画のみ)	新ひだか町を震源とする直下型地震が発生し、日高振興局管内で震度 7 を観測。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始。	北海道（本庁、日高振興局）、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、
平成 27 年 3 月 24 日(火) 13 時 00 分～	札幌市を震源とする直下型地震が発生。住宅崩壊のほか多数の地区において土砂災害が発生し、住民が避難を開始。	北海道（本庁、石狩振興局）、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、新篠津村、札幌消防局、江別市消防本部、恵庭市消防本部、北広島市消防本部、
平成 26 年 3 月 26 日(水) 13 時 30 分～	北海道太平洋沖を震源とする地震が発生。多数の住民及び観光客が高台に避難、一部の住民等は近隣の市町村に避難。	北海道（本庁、胆振総合振興局）、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
平成 25 年 3 月 27 日(水) 13 時 30 分～	札幌市直下型の地震が発生。多数の住民等が避難所に避難。	北海道（本庁、石狩振興局）、札幌市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津町

(参加機関は順不同)

平成30年度の非常通信体制の総点検結果

1 総点検の実施期間、点検対象(無線局総数等)及び点検結果について

(1) 点検実施日	平成30年9月1日 ～ 12月31日		
(2) 点検対象			
① 線局総数	48,676 (点検対象局数)	48,460 (点検実施局数)	206 (回答団体数)
市町村	4,972	4,969	119
都道府県	276	276	1
その他機関	43,428	43,215	86
② 線設備 (任意)	181	178	23

(3) 点検結果				
		①無線設備	②空中線	③電源設備
市町村	良	4,948	4,963	4,949
	否	21	6	20
都道府県	良	270	276	276
	否	6	0	0
その他機関	良	43,189	43,203	43,193
	否	26	12	22
		④管理態勢	⑤有線設備 (任意)	
市町村	良	4,957	63	
	否	12	1	
市町村	良	276	41	
	否	0	0	
その他機関	良	43,214	73	
	否	1	0	

2 平成30年度総点検の取組、評価及び今後の取組について

平成30年度の取組	平成30年9月に総点検の依頼を各団体あて通知したところ、昨年度とほぼ同様の206団体から、総点検の報告があった。
評価	(1) 無線設備 経年劣化による液晶表示低下、送信出力低下、送信不能、一部部品の欠損が認められた。 (2) 空中線 アンテナの欠落、マグネット部の腐食が認められた。 (3) 電源設備 経年劣化による内部抵抗値の上昇などによるバッテリー不良。 (4) 管理体制 庁舎(保管場所)のコンクリート基礎の亀裂があった。 (5) 有線設備(任意) 特になし
今後の取組	大規模災害発生時における連絡手段としての衛星携帯電話の有効性が以前にも増して認める声が多く聞かれることから、新たに衛星携帯電話の設置状況等について点検項目に加えることを検討しています。

北海道地方非常通信協議会関係規程類

- ・ 北海道地方非常通信協議会会則 17
- ・ 北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程 21
- ・ 北海道地方非常通信協議会表彰規程 23
- ・ 幹事及び委員並びに連絡担当者変更連絡書（会則第9条関連） 26

北海道地方非常通信協議会会則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この会は、北海道における電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、北海道地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信の要請に関する協議
- (4) 非常通信の取扱要請
- (5) 非常通信に関する周知指導
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

（構成）

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許（承認）を受けた機関又は団体
 - (2) 防災関係機関又は団体
 - (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
 - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告する。
- 3 前項の加入手続きは、別紙に定める様式により行うものとする。
- 4 前項の別紙（加入申込書）に記載された申込団体（代表者）を協議会の構成員とする。

第2章 役員等

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 幹 事 若干名
- 2 会長は、北海道総合通信局長とする。
- 3 幹事は、総会の承認を経て構成員を選出し、選出された構成員が指名した者とする。

（役員の任務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 幹事は、総会の議決又は会長の指示に基づき、必要な事務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に異動があった場合は、その役員の後任者が残任期間その職務を行う。

(委員)

第8条 協議会に委員を置く。

2 委員は、構成員が指名した者とする。

3 委員は、総会の構成員として、第11条第5項に定める事項を審議、決定する。

4 委員任期は、第7条の規定を準用する。

(役員等の異動)

第9条 構成員は、所属の幹事及び委員に異動があった場合は、すみやかに会長に報告するものとする。

第3章 会 議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会及び要請会議とする。

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、毎事業年度1回開催する。

ただし、会長が特に認める場合には、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長を代理人として表決を委任することができる。

なお、表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画

(3) その他本会の運営上重要と認められる事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事及び事務局長をもって構成する。

2 幹事会は、年度中1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 幹事会は、幹事の過半数をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

4 幹事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項

(2) 要請会議規程及び表彰規程の改廃

(3) 事業の実施及び協議会の運営に関する事項

(要請会議)

第13条 第3条の要請を遂行するため要請会議を設置する。

2 要請会議の細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 協議会に事務局を設ける。

2 事務局は、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に置く。

3 事務局は、協議会の会務執行に必要な事務を処理する。

4 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。

5 事務局長は、北海道総合通信局無線通信部陸上課長とする。

6 事務局長は、総会の決定した方針に基づき常務の運用にあたり、かつ、会長の命を受け、協議会の庶務をつかさどる。

7 事務局員は、協議会の庶務を処理する。

第5章 表彰

第15条 会長は、協議会の目的達成に寄与し、かつ、その功績が著しい個人又は団体の表彰を行うことができる。

2 表彰の基準、手続き等に関する細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和32年8月20日から施行する。

一部改正 昭和37年5月15日

一部改正 昭和56年5月21日

一部改正 昭和60年5月28日

一部改正 平成元年5月28日

一部改正 平成4年4月22日

一部改正 平成6年4月21日

一部改正 平成7年4月18日

一部改正 平成13年6月5日

一部改正 平成18年4月24日

一部改正 平成23年5月13日

一部改正 平成25年7月3日

別表（第4条関係）

加 入 申 込 書

平成 年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

〒
(申込団体) 住 所

名 称

代表者



北海道地方非常通信協議会の趣旨に賛同し、加入いたします。

記

< 委員及び連絡担当者を記入願います。 >

	役 職	氏 名	連絡先電話・FAX
委 員			
連 絡 担当者			TEL FAX
(時間外等緊急連絡先) TEL FAX 連絡先・ メールアドレス（個人、組織のどちらかを記入してください。） e-mail:			

北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程

(目 的)

第1条 この規程は、会則第13条の規定に基づき、非常通信の取扱いを構成員に要請するための手続を定めることを目的とする。

(要請の対象)

第2条 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- (1) 構成員から非常通信の確保の協力を求められた場合。
- (2) その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合。

(非常通信の取扱要請の手順)

第3条 構成員に対し独自に、あるいは他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。

(要請への協力)

第4条 議長から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

(要請会議の構成)

第5条 要請会議は、議長、副議長及び若干名の議員で構成する。

- 2 議長及び副議長は、議員の中から会長が指名する。
- 3 議員は、構成員が指名した委員の中から会長が指名する。

(任 務)

第6条 議長、副議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を統括する。
- (2) 議長は、非常通信の取扱要請を行う。
- (3) 副議長は、議長を補佐し議長が事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 議員は、非常通信の取扱いに関する協議を行う。

(任 期)

第7条 議長、副議長及び議員の任期は、次期総会までとする。なお、任期の途中において異動があった場合の新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(要請会議の開催)

第8条 要請会議は、議長が招集する。

- 2 要請会議は、非常通信の取扱要請を行う時期及び機関などについて協議する。
- 3 時間的余裕がない場合は、議長自ら要請を行うことができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会での議決によるものとする。

附 則

この規程は、平成 元 年 9 月 7 日から施行する。

一部改正 平成 7 年 4 月 1 8 日

一部改正 平成 1 3 年 6 月 5 日

一部改正 平成 2 3 年 5 月 1 3 日

一部改正 平成 2 5 年 5 月 3 0 日

北海道地方非常通信協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、会則第15条の規定に基づき、会長が行う表彰の基準及び手続きを定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次に掲げる事項の一に該当する個人または団体について行う。

- (1) 非常通信の実施について、特に功績があった者。
- (2) 協議会の運営について、特に功績があった者。

(表彰の手続)

第3条 表彰は会長が行う。

- 2 協議会の委員は、前条の基準に該当し、表彰することが適当と認められる者があるときは、推薦書（別紙）をもって会長に推薦するものとする。
- 3 この推薦は、毎年3月末日までに提出するものとする。
- 4 被表彰者の選定は、幹事会の承認により行うものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は定期総会において行う。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、幹事会での議決によるものとする。

附 則

この規程は、昭和38年5月23日から施行する。

- | | |
|------|------------|
| 一部改正 | 昭和56年5月21日 |
| 一部改正 | 平成7年4月18日 |
| 一部改正 | 平成10年3月26日 |
| 一部改正 | 平成13年6月5日 |
| 一部改正 | 平成23年5月13日 |
| 一部改正 | 令和元年5月21日 |

別紙（第3条関係）

被表彰候補者推薦書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

推薦者氏名

印

北海道地方非常通信協議会表彰規程第3条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 被表彰者候補名
- 2 事績の概要等
別添の功績調書記載のとおり
- 3 報道資料等
- 4 特記事項

別添（第3条関係）

被表彰者功績調書

推薦者	
被表彰者 所属名又は住所	
(ふりがな) 被表彰者 個人又は団体名	
業績の概要	
業績の詳細	
備考	

(注) 被表彰者が2名以上のときは推薦順位を付すこと。

年 月 日

住 所：

連絡担当者（所属・氏名）：

電話： FAX：

【變更年月日 年 月 日】

注：変更の都度、FAX：011-709-5541 又は E-mail：do-hi jyo@soumu. go. jp にて、お知らせ下さい。

北海道地方非常通信協議会

構成員一覧

令和元年6月1日現在

※構成員名簿のページをご参照願います。

令和元年度功績者表彰について

令和元年 6 月 2 6 日

北海道地方非常通信協議会

北海道地方非常通信協議会 会長表彰

【団体表彰】

北海道開発局 室蘭開発建設部 様

【功績の概要】

平成30年北海道胆振東部地震の際に、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被災自治体との通信体制の確保に努めるとともに、防災ヘリにより被災状況を調査し、可搬型の衛星通信設備により現場映像を被災自治体等に提供するなど、早期の災害復旧に多大に貢献した。

【団体表彰】

安平町 様

【功績の概要】

平成30年北海道胆振東部地震の際に、エリア放送局（あびらチャンネル）を活用し、災害対策本部会議のノーカット放送やライフラインに関する情報提供、災害対応に特化した放送を行うことなど、地域限定のテレビ放送局の特徴を遺憾なく発揮し、情報の開示を徹底することで地域住民に安心を与えるとともに、災害復旧・復興に多大に貢献した。

【個人表彰】

佐藤 文彦 様

【功績の概要】

北海道防災行政無線の整備と的確な運用により、非常時の通信確保に尽力するとともに、長年にわたり非常通信協議会の運営に多大に貢献した。

第 28 回中央非常通信協議会表彰

【団体表彰】

株式会社NTTドコモ 様

【功績の概要】

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電の際、大ゾーン方式の携帯電話基地局の運用により、被災地において途絶した携帯電話サービスを早期に再開させ、もって非常時の通信の確保に貢献した。

【団体表彰】

KDDI株式会社 様

【功績の概要】

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電の際、船舶型携帯電話基地局の運用により、被災地において途絶した携帯電話サービスを早期に再開させ、もって非常時の通信の確保に貢献した。

北海道地方非常通信協議会 事務局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

総務省 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課 内

TEL : 011-709-2311(内線 4651)

FAX : 011-709-5541

e-mail : do-hijyo@soumu.go.jp

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/>